

第十三回国会 通商産業委員会 議院 會議録 第五十七号

昭和二十七年六月二十日(金曜日)

午前十時四十五分開議

出席委員

委員長代理 理事多武良哲三君

理事高木吉之助君 理事中村 幸八君

理事山手 満男君

阿左美廣治君 江田斗米吉君

小川 平二君 神田 博君

小金 義昭君 渡谷雄太郎君

土倉 宗明君 永井 要造君

高橋清治郎君 橋本 金一君

佐伯 宗義君 川島 金次君

加藤 鐵造君

出席政府委員

大蔵事務官 (主計局長)

通商産業政務次官

通商産業事務官 (通商機械局車兩部長)

委員外の出席者

参議院議員 境野 清雄君

専門員 谷崎 明君

専門員 越田 清七君

六月十九日

委員瀨上房太郎君及び河野金昇君辭任につき、その補欠として、

委員及び佐伯宗義君が議長の指名で委員に選任された。

同月二十日

委員今澄勇君辭任につき、その補欠として、川島金次君が議長の指名で委員に選任された。

本日の會議に付した事件

自転車競技法等の一部を改正する法律案(参議院提出、参法第二二二号)

○多武良委員長代理 これより會議を開きます。

委員長が所用のため、理事の私が委員長の職務を行います。

本日は自転車競技法等の一部を改正する法律案を議題とし、質疑を続行いたします。質疑の通告がありますからこれを許します。小川平二君。

○小川(平)委員 改正法律案の第十條について、前回の委員会において小金委員から御質疑があつたのですが、私はこれに関連をしまして一点ぜひ明らかにしたい点があります。

で、補足的にお尋ねを申し上げます。これは、大體自転車の改良、増産、輸出の増加、国内需要の充足、要するに自転車産業の振興ということがこの法律の第一條の冒頭に掲げておる目的であると思つておりますが、たまたま自転車産業が不況に際会をして、おる、かような時期にこの第十條のような改正をなさるといふことは、いささかふに落ちないかと考へるのであります。そこでまず現在の自転車産業の状況であります。これはわれわれの知つております範囲では、あるいは仕向け國の輸入の制限あるいはコスト高、こゝに非なる原因による輸出の停滞のために非常な不況に沈淪しておる。申すまでもなく自転車産業は、金額にして生産の八割以上が中小企業によつて行われておる。さきに本院を通過した

特定中小企業の安定に關する法律の適用を必要とするような非常に深刻な状態であることは、この法律案の審議に際して同僚委員から意見を開陳されておるのであります。こゝにいうような状態といふものは、まさに今までも増進して、一層積極的な振興策を必要とする状態であるのではないかと。新市場の開拓あるいはまたコストの引下げ、イギリス品に比べて二割もコストが高いと言われている。これを設備の近代化、合理化というようにすることによつて引下げて行く。要するにあらゆる手段を盡して、従来にも増して積極的な振興の施策を行なうなければならぬ状況にあるのではないかと、かように理解をしてゐるのですが、この点政府においてはどうか考へておられるか、まず伺いたいのであります。

○吉岡(千)政府委員 お答え申し上げます。まず自転車の生産高について申し上げます。戦後一時一般の製品と同様相當に減産をしておつたのでございまして、逐次上昇いたしまして、昨年度におきましては、戦前の最高でございまして昭和十二年の二百二十五万八千台を越えまして、二百五十六万五千台、戦前の最高に比しまして約一割四分の増加を示しておるわけでございます。そこでこの製品の消化といふ点から考へますと、御指摘のように戦前におきましては約五〇%を輸出によつて消化しておつたのでございまして、現在におきましては輸出額は生産額に對しまして約一七%でありまして、な

おこの面の努力を必要とすることは御指摘の通りであります。ただ金額におきましては、一般の貨幣価値の変動がらいたしまして、昨年度における輸出額は約一千九百九十九万ドル、一昨年は約五百三十万ドルであつたわけでありまして、一昨年の約二倍の実績を示しております。額をいましては戦前の最高額をやや超過しておるといふ状況であります。ただ御指摘のように世界最大の生産國であり、かつ輸出國でありますイギリス等と比べて、少くともなお二割のコストの引下げを必要とするといふ状況でございます。一方國內の消費の面におきましては、戦前の保有台数は約一千万台でありまして、戦災その他によりまして、終戦當時約五百万台に低下し、現在は大体九百万台まで回復しております。しかしながらなお戦前の保有台数には達しておりませんし、また一方人口当りの保有台数という面から見ても、大體九人当りに一台といふような状況でありまして、これを各國の例に比べますと、アメリカにおきましては七人に一台、イギリスは三人半に對して一台、その他フランス、ベルギー、ドイツ、デンマーク、それら一人から三、四人に對して一台といふ状況でありまして、これはやはりある意味における必需品という性格を持つておりますので、國內におきましてもお消化の余地がある。ただこれがためには國內におきましてはやはり一段とコストの低下をはかりまして、有効需要を起さなければならぬ。こゝにいうふうに考へてお

ればならぬ。こゝにいうふうに考へております。そこで私もいたしましては、特に振興費等の活用によりまして、生産の設備、工程、ないしは原材料の仕入れ等の合理化をはかりまして、コストの低下をはかりたいと思つておるわけでありまして、現在におきまして最も大きな問題といたしましては、自転車用材料の約四割を占めると言われます鋼材、そのうち特にパイプにつきましては、御承知のように現在は薄鋼から、これを巻きまして溶接をパイプをつくつておる。その間の作業工程等にも非常にむだがありますので、これを一貫的につくり出す設備を、製鉄メーカーの協力を得まして、ただいまアメリカの方にその機械の発注を行つておる、こゝにいう状況であります。この設備ができましたと、とりあへずの能力をいたしまして、大體現在の自転車用パイプの約半分の量がこれによつて供給される。しかもこのパイプのコストにおきまして少くとも二割の低下ができる。なお仕上げ等もよくするので、この点を最も大きな問題として考へておる次第であります。その他先ほど申しましたようないろいろの面を考慮いたしまして、できるだけ限られたコストの引下げをはかり、それによつて國內、國外双方の有効需要を喚起いたしまして、御指摘のような趣旨に進みたい。かように考へております。この際において振興費は最も重要な原動力としてこれを活用したい。こゝに考へておる次第であります。

○小川(平)委員 この自転車産業の振興というところが法律の第一の目的である。申してみれば、この賭博の公認にほかならないところのこういう法律を根拠づける、ジャステフアイする、これが唯一の目的であろうと考へておるのであります。それで現行法の十條は、この目的に照応しておるものであることは言うまでもないと思つてあります。現行法のもとにおける国庫納付金は、過去の実績を見ますと、売上げ金額の平均四・六%になつておる。これは預貯しておる資料で明らかなのであります。改正法律案の十條三項は、車券売上げ金額の百分の四に相当する金額を納付することというふうに修正をされておる。それからさらに四項によりまして、国庫納付金が一定の場合に減免されることになつております。その上いゝゆる振興費を計算する基礎が歳入予算額に置かれておる。こういう点もはたして適當であるかどうか問題であると思つてあります。従来の実績を見ますと、予算額と国庫納付金額との間には非常に大きな開きがある。かりに車券の売上げが今後でもだん／＼とふえて行く、累増して行くということがはつきり予想されるならばともかくといたしまして、いゝゆるの事情から考へまして、まず最近の状態、この辺のところをピークではないかと考へるのが常識的な見通しといふべきであらうと思つてあります。もちろん反面においては、ほかの競走法規とのつり合ひといふことも考慮されたかもしれない、あるいはまた通産省の予算の中に占めるところのこの振興費のポロポジションという点もお考へになつたかと

思つてあります。さらにまたさかのぼつて考へますならば、現行法が制定された當時においては、競輪が今日のような隆昌を見ることはほとんど予想されておらなかつたといふような事情もあると思つてあります。しかしそれらの点を考慮に入れました、なおかつかような、この法律が冒頭に掲げておるところの目的に従つて、自転車産業の振興に一段積極的な助成策を講じなければならぬこの時期において、まさにかような改正が行われることははたして適當であるかどうか疑いなきを得ないと思つてあります。思ふに提案者におかれましては、おそれる現状において可能な、精一ぱいな努力をなさつたことであらうと思つてあります。もしもその御努力を多としなければならぬかと思つてあります。そのことは前会的小金委員の質疑に対する御答弁からも十分うかがわれることであらうと思つてあります。われわれといたしましては、この改正には満足できない。提案者もこの改正に十分満足なさつておられるとは思へないであります。その点いかがでございますか。

○境野参議院議員 ただいまの小川さんの御質問の趣旨は、提案者といひまして私もまったく同感なのであります。またたく同感なのであります。その過程におきましても、私もといひましては何とか金額を自転車産業のために使い得るということを希望しております。現行法によりましてならば金額を自転車産業に使い得る、こゝろのこの方法になつておるのであります。たゞ／＼當時におきましてはその筋のきつゝ要望によりまして、大体一産業に對しては五億円くらいが程度じやないだろうかといふようなお話がありまして、そのまゝ今日まで踏襲して参つたのでありますけれども、現実の問題としては、過般通過いたしました企業合理化促進法にいたしまして、あるいは現在参議院におきまして審議中の特定中小企業の安定法案、ともにこの二つの法案から見まして、私も私としては金額ぐらゐをもらひまして、それ自身が企業の合理化に役立ち、あるいは中小企業の面において使役するといふことは強く希望しておつたのであります。現段階におきましては、どうしても大蔵省自体が三分の一でとめていくれないか、なおかつ三分の一といふものも三分の一以内、といふような点を強く要望されました。その点につきましては通産省當局と大蔵省が三分の一以内といふものでも決して五億円は下まわらないといふ申合せをしておられたので、やむなくこの線に私も譲歩したのであります。必ずや御期待に沿うよう近い機会におきましてこの法案の改正の際にやりたい。それには大蔵省自体を何とか私の方で説得いたしまして、そうしてできるだけ金額を自転車産業のために使用したい。もしでき得ませんでも二分の一の線までには持つて行きたい、こゝろ強い要望を私も持つておるのであります。ただいまの小川さんの趣旨とは私もまったく同感なのであります。その経過におきましては、そういうような関連から実現し得なかつた。これははなはだ申訳ないのであります。私も私といたしましては今後ともこの点については十二分に大蔵省との折衝をやりたい、がよりに考へておる次第であります。

○小川(平)委員 御答弁の御趣旨は十分に承知いたしました。今のお言葉にもありますように、本来でありますならば、現行法は金額出せるといふ建前になつておるのであつて、われ／＼といたしましてはこゝろ修正を全然行わないか、あるいは修正するといひますならば、この予算額のせめて二分の一くらいに引上げるのが適當ではないか、こゝろ考へておるのであります。しかしそれが困難であるといひますならば、その根本的な改正は遠からざる機会にやらなければならぬものといひました。さしあたりの措置としてせめて実收がこの予算をはるかに越えるといふような場合には、当然に何らかの適當な措置をとらなければならぬのじやないか、こゝろいふに考へておるわけでありまして、この点提案者においては何らかの御用意があるでございましょうか、この点を承りました。

○境野参議院議員 その点に關しましては、過般小倉さんからも御質問があり、衆議院総体の御意向としてそういうような点が強く要望されておるといふことも私も感じまして、通産當局がこの予算よりも余分に入りました金額に對しましての再配分と申しますか、通産省への還元を折衝いたしたところ、大体折衝自体も成立したと思ひますので、この点については通産當局から詳細に御報告があることと思ひます。

○小川(平)委員 しかし今御答弁のありました点について、通産省、大蔵省から少しく具体的に承りたいと思ひます。

○吉岡(平)政府委員 法律上金額といふのが、事実におきまして三分の一といふことになつております経過につきましては、先ほどお話の通りでございます。そこで今回の改正法におきましては三分の一以内といふことになりましたので、文字の上ではいくらか少くともいいいふような形にもなります。で、私も私といたしましては大蔵省と打合せをいたしまして、歳入の見積額に大きな変化のない限りは従来の五億二千万円程度は維持して行きたいといふ程度の方針で御了解を得ておつた次第であります。しかしながら衆参両院におきまして委員各位からこの点につきましてきわめて強力な御意見がありまして、最近におきまして、さらに本年度以降年度中におきましての歳入額が予算額を著しく超過することが確実となつた場合において、その超過額のほぼ三分の一相当額を支出額に追加するようにお願いするといふことにつきまして、大蔵省と打合せが成立したやうな次第でございます。この点につきましては、昨年度におきましても補正予算において一億円の追加が認められており、なお両院における委員各位の御意見によりまして、こゝろいふ趣旨において大蔵省、通産省両當局の間に公文書交換するといふことになつております。要するに全体において実際の歳入額のほぼ三分の一程度は振興費として支出できる、特にこゝろ危険性の多い事業につきましては、相當の安全率を見込んで歳入予算を立てられるといふやうにも聞いております。またそれ自体としてはこゝろともである



らなければならぬという理由について、具体的にお伺いしたい。

○境野参議院議員　今のお話のよう  
に、従来に比較して静穏な形態になつ

ておる競輪場、なおかつ現行法において監督規定その他が非常に少いのでありますが、それによつても現在のように運行されておる。だからそれ以上に強化することに対しての具体的な説明というようなお話がありましたので、

一つの例を申し上げますならば、御承知の通り最近非常に問題になつております関西方面におけるのみ屋の行爲、こういうような問題に關して競輪法の中にその規定がない。これは私の方から申し上げるまでもないと思うのであります。が、いわゆるのみ屋と称するものが大阪市内だけに約二千軒ある。そして一日に一千万近い売上げをしておる。こういうような話でありまして、

これに對してはもちろん衆議院の方へも相当陳情が参つておると思うのでありますが、これが従來の結果におきましても、大體犯罪が成立せないというやうな形態になつております。その点のこまかいことは通産當局から説明していただくことにしても、私どもとしてはこゝういふやうなものを何とかし法律化せなければならぬ問題が解決せないのであるかといふやうなことを

から十八條、十九條におきまして、この問題を十二分に押えられるというふうな面を出しましたこと、その他におきまして、振興会というふうな問題に關しまして、とかくのうわさがありますので、そういうふうなうわさのある問題にも、帳簿の立入り検査なり何なりを強化した方が、通産省としてこれに對して完全な監督權が行使できる

のではないか。こういうふうに考えまして、この法案の罰則その他を強化した次第でありまして、その点よろしく御了承を願いたいと思います。

○**言阿(千)** 政府委員 ただいま提案者から御説明がございましたように、いわゆるのみ屋と申しますか、私設の場外車券売場の監督あるいは国庫納付金の減免に関する規定、ないしは罰則の強化、これらは当然法律上の根拠を必要

一般的の通産省の監督につきましては、従来ほとんど監督規定を欠いておつた。ただ御承知のように、競輪法のできました当初は占領下におございましたので、司令部との関係におきまして、たとえて申しますと競輪場の設置につきまして、その都度承認を受けるといふような形で運営されておつたわけでございます。これは適當でないとい

うことになりました。昭和二十四年であつたと思いますが、この点に關する處理を日本政府にまかしてもらいたいということを通産省から申入れました。それに対して司令部側からは、轉輸場の新設その他競輪の運営について、政府の監督のもとにこれを実施するということを條件にされて日本政府側に権限が委譲されたという経過になつております。従いまして、従来しい

て法律律的の根拠と申しますと、司令等の覺書に根拠を持つておつた、こゝういふ形で參つたわけでございますが、議和條約もでき、かつ實際上的の監督行政をやる上におきまして、法的根拠を欠いた形の運営をするということでは、本来法律律的にも適當でございませうし、また内面指導と申しますか、話合いでやつておるわけでございますが、

一部においてどうしてもそれに従わな  
い者がございました場合に、それがた  
めに結局全体の統制ができない。具体  
的に申しますと、現在限られた競輪場

たたくということ、旅行者各位ともお話しをいたしまして、通牒等によって実行しておるわけでございます。その場合に一部の旅行者にございまして貸さないというような場合におきましては、やはりこれは法的根拠を必要と

とすかと思ひます。また振興会等に  
つきまして、いろいろと世間の批判  
もあり、われもこれに対して一層  
嚴正な態度をもつて臨まなければなら  
ぬと思ひますが、同時にこれらにつ  
きましては法的の責任を明らかにし、明  
確な形においてこの仕事をやつて参り  
たいという考えを持つております。従  
いまして通鹽省といたしましては、法

持つてはつきりした行政をやつて参ることを期待しておる次第でございます。

○加藤（鐵）委員 私は法律をこうした非常にきゆうくつなものにしなければならぬ理由を具体的にお伺ひしたのでありますが一、二の例しかおつしやいませんでした。いわゆるのみ屋を禁止しなければならぬということは、私

うわけてあります。私は従来日本の政  
府のつくる法律は、常にやらなくても  
いいことまでごまかく規定して、命令  
とか政令で定めるようなことをやつて  
ゐるという通弊があつたと思つたわけ

あります。その点については、実は競輪のことはよく知らないのです。一々こまかく具体的に話していただきたいと思いましたが、それは非常に時間もかかるし、煩瑣なことでありますから、これはまづ別のこととつらね、がこう

これはまた別にひとつの法律で、  
いうことを十分調査する機会をこの委員会でもう一つお伺いしたいことは、この法律を見ますと、「命令の定めるところにより」という通産省に委任する事項が非常に多いわけでありすが、これを調べてみても、大体この法律の中に具体的に記載できるような問題はかりじやないかと思うので

す。なぜ法律に大體計議のできるもの  
をこういうふうに、命令で定めるとこ  
ろにより、というふうに、いわば通産  
省がどんなことでもわれ／＼の承認を  
経ずにやれるような規定を多くつくら  
れたかという点について承りたいと思  
います。その場合に、この省令の内容  
はことごとく今日われ／＼の前に示す  
ことができるかというような点につい  
ても承りたいと思います。

す。なおその祭の重要な点につきましてもお話のありましたように、従来におきましても大體通牒等できめておる關係のものを規定する考えでござい

ては、法文に掲げておく考えでございます。

それから同じく三條の第三項、許可申請につきましては、当該府県知事が公聴会を開かなければならないということになつておりまして、その公聴会

の開催の手續規定、並びに「利害關係人」と書いておりますことの實例、たとえば治安關係、教育關係、婦人代表、一般輿論代表というような幾つかの例を示しまして、その他府県知事との必要と認めるものというような形におきまして規定いたしたいと考えております。

可申請については、地方行政手続法の規定により、申請の可否を決定するところにより、命令の定めるところによりとなつておりますが、これは第三條の場合と同様に、單に手続を定めるという趣旨でございます。

なお第二項におきまして、許可の基準を命令で定めるといふことになつておりますが、これはあとの方の運営審議会に諮りました上で決定するといふことでございしますので、その運営審議会等の意見等と十分同じました上で、其

次に第五條の二でございしますが、関係回数調整の問題でございまして、これも従来は薄煤によりまして関係の施行者等とお打合せいたしまして定めております。具体的に申し上げますと、定輪場当り関係回数は一箇月一回、年

間十二回、それから一施行者当りの開催回数、地方財政委員会等の意見などを聞きまして、なるべく広く活用をはかるという趣旨において限度をきめております。一般的に申しますと、本年度におきましては、一施行者は通常は八回を限度にいたしまして、あとの四回は少くとも他に貸していただくというのが一般の基準になつております。それから一回の開催日数は現在六日ということをやつておりました、これもそのままを省令におきまして規定しようという考えでございます。一日の競走回数は現在十二回を限度としておりました、これもその通りでございます。これらの点は、施行者にとりましても、地方財政の収入上非常に重要な点でございますので、その点につきましては従来ともそうでございますが、十分に関係施行者等と打合せをいたしまして、その内容について省令で規定いたしたい、かように考えております。

次に第九條の末項の交付金の算出方法でございますが、これは計算方式等を省令で定めたいという趣旨でございます。それから少し飛びますが、第十一ページの終りでございますが、国庫納付金の納付の手續規定を命令で定める、これは一般の会計法規等の例にならしまして、その納付の手續を定める、こういう趣旨でございます。それから減免に關しましては前回の委員会で御説明申し上げたわけでございまして、従来の実績によりまして売上額二千五百万円未満の場合には国庫納付金を免除する。一回の売上上げが六千万円以上の場合には四分を徴収する。その

中間を一分、二分、二分五厘、三分、三分五厘というふうに刻みまして減免の關係を定めることになつておるのでございます。

それから一つとあとの方になります、附則におきまして、施行期日を政令で定める、これは先ほどもお話のございました、ことに關西地方におけるのみ屋が、一刻も放置を許さない状況でございますので、でき得れば七月一日から施行いたしたいと考えてまして、ただいま法制局等と手續を進めておる次第でございます。大体命令に委任しております内容につきましては以上の通りでございます。

○加藤(鐵)委員 国庫納付金の基準が今度はかわつて、予算總額の三分の一ということになりましたが、これは前と非常にかつて来たわけですか。国庫に入る金が多くなることはわれわれ大いに歓迎しますが、前のは経費を差引いた残額の三分の一ということですか。これは合理的だと思います。それが今度は一律に納付金を納めなければならぬということになりますと、やはり理論上不合理があると思ひます。その点は、先ほど車岡部長でしたか、大體非常に余裕のある予算を組んでおるからということでしたが、それは實際問題から割り出されたことですが、私はこれは理論上少し不合理になる、非常に利益の多いところと低いところとあるわけですが、それが一律に三分の一を納めるといふことは支障ないのかどうか、また理論上の根拠等について承りたい。

○吉岡(千)政府委員 お話のように従来は運賃の純益を計算いたしまして、その三分の一を国庫に納付する、こういう規定になつておつたわけでござい

ますが、一般のオート・レース、モーター・ボート等、他の競走法規におきましては、すべて売上金額に対して一定の比率を納付するといふ形に規定されております。そこで實際問題といひまして、従来の規定でござい

ますと、その都度この売上収支の報告をとり、かつその支出等を一々査定いたしまして、純益を割出さなければならぬので、事務上とても非常に煩瑣でございまして、またその間に万一の誤りなきを保ちたいという關係もございまして、なお過去三年間の計算によりまして、売上別に考えますと、大體売上額によりまして、この程度の売上げの場合には、こういうふうな計算になるといふ実績が、ほぼ売上額別

に一つの比率を示して来ておるわけでございまして、これは平均いたしますと、現在、売上げ金額に対して四・六％というところになつておりました、売上げの多い場合には五％、六％というふうにもなります。また少い場合にはそれよりも低い。そういうふうな実績が、大體把握できる状態になりましたので、事務をできるだけ簡素化し、かつ従来に比べまして、ある程度施行者としても負担の軽減になるという形におきまして、また先ほど申しました売上げの低い場合におきましては、減免の措置を講ずる、こういうことでござい

まして、大體一般の例にならない、また従来の実績等に比べまして、これでもつて大なる支障はないというふう

に考えております。

○加藤(鐵)委員 先ほどちよつとお話がありましたが、振興会等に対して立入り検査をするというふうなことになる

たわけなんです、私は、こういう場合に、お役所がその監督をするもの、あるいは検査をし得る相手に対して、非常な行き過ぎがしばしば起つてゐる実例を知つております。そういう場合に、法律で定められた範圍を逸脱した行為が起るのではないかと、このことを考えるものです。たとえば、人事権について命令する。この振興会長はやめさせなければならぬとか、この次の振興会長はだれにしろ、そういうふうなさしずまでされる場合があるように聞いておりますが、そういうことはどういうふうにお考えになりますか。

○本間政府委員 お答えを申し上げます。たいだいま御指摘になりました立入り検査をいたしますような場合は、そういう必要が起ります。な

き過ぎのないように、十分配意して参りたいと考えております。

○加藤(鐵)委員 従来は、自主的にやつて行くことができたから、やはり役員

の運営のいかんによつてはそういういろいろな問題が起つて来たことであらうと思ひわけあります。しかし、今度法律でこういうふうな非常にこまかく監督官庁の権限が強化されて、立入り検査まですることができるといふことになれば、私は大體間違ひが起るわけはないと思ひのであります。そういう点を考えて、こういう嚴重な法律をつくられることになつたのだらうと思ひます。従つて、私はこの法律が施行された以後においては、もしそれによつていろいろ不正事件が起つたならば、これは監督官庁の責任の方がむしろ強いといわなければならぬと思ひわけあります。そういう場合に、監督官庁の怠慢をたな上げにして、おいて、役員が悪いんだというふうなことで口を出されるとするならば、これは私は、非常な越權であり、怠慢であるといわなければならぬと思ひのですが、今後でもやはり人事権には、場合によつては、くちばしを入れる考えであるかどうか、その点をお伺ひいた

○本間政府委員 御指摘のように、権限も明確になつたわけでございまして、それに伴ひまして責任もまた強化されたものと、私も正直に考えておる次第でございます。従ひまして、この法案で、御指摘のような關係等から、今後振興会の運営その他につきましても、いろいろ意味でのいい結果が生れるだらうと、私も考へております。従ひまして、振興会が健全な運営

をせられて行かれるという場合は、私もともいたしまして、それを期待いたしておるわけでございますから、さような場合によいなおせつかいをするというところは、既につつしんで参らなければならぬと考えております。もちろん御指摘にもありましたように、権限も強化いたしました。責任もまたそれに比例をいたしまして強化いたしておるわけでありまして、十分その責任を痛感いたしまして善処して参りたいと考えておりますが、人事の問題につきましては、先ほどお答え申し上げましたが、乱雑な関係その他の事情がございまして、やはり人をおかえなければならぬというような場合が、将来つたかないというところもたまたまから予想することいかばかりかと考えております。従いまして、そういう必要がございました場合には、あるいは人事の問題につきましても、話し合いをするというふうなこともあらうかと思っておりますが、御指摘の趣旨は十分尊重いたしまして、できるだけ自主的に健全に運営をせられまして、明朗な競争が施行せられるよう、十分な留意をして参りたいというふうに考えております。

○加藤(健)委員 政務次官が人事権容の点を固執せられることは、どうも私は臭いところがあると思ふ。私が先ほど言つたのは、ここまでこまかく監督を厳重にすることになつておつて、間違ひがあつた場合には、私はむしろ監督官庁の責任だということを申し上げたが、なおそういう場合でも、役員の場合がある。こういうお話を、あくまで場合によつて人事権に容喙するということをやつておられるが、こういうものができると、従来お役所が監督官庁の立場から監督が容易にできるために、あるいは連絡が十分できるために、その監督官庁の立場にあつた役人を振興会その他の役員に入れるということがしばしばあつたと思ふ。私は競争関係においてもそういう場合がおそらく出て来るだろうと思ふ。もつと極端に言いますれば、通産省では今度だれを入れようかというふうなことで腹案を持つておられるのじやないかとすれば私は考えるのであります。そういうことはよくないと思ふ。監督官の立場にあつた者が監督される側にすぐ入るということは、非常な弊害を生むわけなんです。そういう点についてはどう考えられるか。それは場合によつては、適当な人物があれば入れるかもしれない。ということも言われるかもしれない。そこまで露骨に言われなくても、まあそんなことはできるだけしないつもりだと思つてやるかもしれない。私が必ずやこういうことが起つて来ると思ふ。その点について政務次官はどういうふうにお考えになりますか、御答弁を願ひます。

○本間政府委員 御指摘のように、従来関係をいたしておりました者があとでまた振興会などに関係をいたしますような場合は現在もあり、また過去もあつたと思ひますが、これは御承知のようによ官吏の退職後の制限があるわけでございますから、その制限はあくまでも守つて参らなければならぬと思つております。そのことによりまして、無理やりに人を押しつけるとか、あるいは振興会が非常にいやがつてゐるような場合に、監督官庁の権限を利用いたしまして、それをたてにとつて無理に押しをするというふうなことは厳に慎んで参らなければならぬかと考えております。また、その間に官吏が将来退職をして一般の禁止の期間を経過いたしました後に、やはり経験を持つてゐるわけでありまして、から、振興会の方からぜひほしいというふうな御相談がある場合もあらうかと考えてゐるわけでございます。従つて今関係いたしました者は将来一切そういうことに関係することはいかぬということとを私が明確に申し上げることはどうかと考えるわけでございますが、御趣旨の点は十分尊重いたしまして、無理に押しつけるというふうなことはひとつに厳に慎んで参りたいと考えております。

○加藤(健)委員 私がさういふことを申し上げるのは、実際今までのあつたのです。自転車振興会の場合は無理に押しつけたかどうか知りませんが、ほかの団体の関係で無理に押しつけて、いやだと言ふのをどうしても引受けるというふうなことで、官吏の姥捨山にせられた場合が実際にしばしばあつたのです。具体的な事実を示せとおつしやれば今でも示しますけれども、さういふことが私はいかぬと思ふのです。今政務次官が言われたように、相手から懇請された場合はやむを得ない、それはけつこうだと私は思ふ。これは自転車振興会にぜひほしい人だからよこしてくれという懇請があつた場合はそれはけつこうで、さういふ場合はいかぬと言ふのではないのです。しかし従来さういふことがあつて、さういふ民間団体を官吏の姥捨山と考えておられるので、さういふことは絶対にしないように慎んで参らいたいと思ふわけであり

ます。政務次官は今その点言明せられましたので、私はそれを信用してこれ以上追究いたしません。それからこの競争運営審議会、このものはいいのではありませんかと私は思ふのです。従来いろいろ民間産業の振興というふうな法律ができる場合に、さういふ審議会ができました。われわれもやはりこれは民主的な法律の運用というふうな場合に必要だと思つて主張しましたが、私は競争のようない単純なものについては、お役所がこれだけの権限を持つておやりになるのにさらに諮問機関というふうなものが必要だとは思ひませんが、政府が必要だと思ひになる理由について伺いたす。

○境野参議院議員 大体今お話のありました運営審議会に對しましては、従来競争に關しては御承知の通り衆参両院の通産委員長と地方行政委員長の四名と、あと業界界が入られましたが、が一応審議会形式をとつておりました。新設許可その他に對しては十分な意見を聞わしめたような形にありましたこと、今後この競争場の新設というふうなものに關しては、必ずや国家警察なりあるいは建設省なり大蔵省なりと相当打合せすべき問題が多いのではないかと、さう考へまして運営審議会の委員に国家警察なりあるいは建設省なり大蔵省といつたような関係官庁の方に入つていただくことが、新設を許可するようなきに公平な裁断が一番早く下せるのではないかと、さういふふうに思ひまして私どもとしては審議会を設置したような次第であります。

○加藤(健)委員 さうするとこの運営審議会の構成について、ここに「関係行政機関の職員及び学識経験のある者」となつておりますが、学識経験のある者というのは、今提案者がおつしやつたような警察側の人とかその他の人の範囲ですか、どういふ人を学識経験者と言ひか、もつと具体的にいつきりお示しを願ひます。

○境野参議院議員 大体考へておりますものは、関係官庁としては通産省、文部省、建設省、大蔵省、地方財政委員会、国警本部等でありまして、学識経験者としては国会議員、教育関係、地方公共団体、婦人評論家、新聞界等の代表というふうにと考えております。

○加藤(健)委員 さうすると学識経験者というのは全然この競争の施行に直接関係のない人ばかりのようですが、私は、この競争を施行する場合には、やはりもつと直接経験を持つてゐるような者も必要じやないかと、たとえば選手というふうなものが入るかどうかいわゆる通商産業大臣の諮問機関として競争の運営の上に直接経験を持ち体験を持つておられます選手というふうなものも入れるべきではないかと思ひますが、その点はどうかと思ひますか。

○境野参議院議員 お説の点に關しましては、参議院自体におきましても質疑の過程において再度起つた問題なのであります。さういたしまして大体競争を完全に運営するといふような建前からいたしますれば、どういたしまして実施者と自転車振興会、選手会といふものが三位一体にならないことには、私どももいたしまして競争の完

ますので、今回は少くとも参加中の被害につきましては、施行者、振興会が直接負担をするということにいたしました。現在施行者等で考えていただいております案によりますと、最高五十万円ということでした。いま考えておる次第でございます。なお参加中以外の面練習中の災害につきましては、この面については従来の共済制度を活用し、これに施行者ないしは振興会等の協力をさせて、やつて参るというようにいたしました。と思っておりますが、この点につきましては、ただいま具体的に打合せ中でございます。

○加藤(鐵)委員 私はきようは大体この程度で質問を打ち切りたいと思ひますが、最初にも申し上げました通り、私は自転車競走というものは、全然しろうとで、こまかい点でまだわからない点がたくさんあります。それをこまかい委員会の上で一々お伺ひして御答弁を願うということもどうかと思ひますので、こまかい点について、十分われわれが納得の行くまで調査し得る機会を委員長の方で考え願ひたいということを一つ條件といたしまして、きようは質疑を打ち切ります。

○多武実委員長代理 ただいまの加藤君の御発言、委員長において適當にとりはからいます。

ほかに御質疑はありませんか。――御質疑がなければ、本日はこの程度にいたします。会期は本日で終了であります。多分延長になると存じますので、延長の場合は明日午前十時より開会いたします。

本日はこれにて散会いたします。

午後零時十三分散会

昭和二十七年六月二十五日印刷

昭和二十七年六月二十六日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷所